

社会福祉法人容雅会公益通報（内部通報）に関する内部規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、法人又は法人の職員等の法令違反及び内部規定逸脱行為、倫理上問題のある行為などの通報または相談（以下「公益通報等」という。）の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ること及び通報又は相談した職員等（以下「通報者」という。）が不利益になることを防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、公益通報等の対象となる事実は、環境の保全、公正な競争の確保、利用者の生命、身体、財産その他の利益の保護のため、「公益通報保護法の別表」の犯罪行為及び内部規定違反行為等をいう。

第2章 公益通報等の体制

（法令違反行為是正等責任者）

第3条 公益通報等は、法人の職員又は法人役員の法令違反行為等又はその恐れがある場合、その旨を通報者が不正な目的でなく、この規程で定められた法令違反行為是正等責任者（以下「責任者」という。）に対して行う。

2 責任者は、職員以外のものから理事長が委嘱する。

3 理事長は、責任者を委嘱したときは、職員等に対し、その者の氏名、職業、住所、電話番号等通報先を明らかにしなければならない。

（通報・相談の方法）

第4条 公益通報等は、第3条の責任者に直接、電話・電子メール・FAX・文書・面談等の方法により行う。

2 責任者は、通報者の秘密保持に十分留意しなければならない。

3 通報者は、可能な限り実名で通報する。

4 通報者は、公益通報等を行う場合、法令違反行為等があり、又はその恐れがあると判断できる根拠資料を示さなければならない。

（通報者）

第5条 通報者は、法人の職員（嘱託職員・非常勤職員・派遣労働者・退職者を含む）、取引事業者の従業員及びボランティアとする。

（不正の目的による通報）

第6条 通報者が事実反することを知って行う通報、個人的利益を図る目的、誹謗・中傷目的による通報、通報内容が真実であると信じる相当の理由のないもの、通報する法令違反とは関係のない法人経営情報、その他不正の目的による通報等はこの規程に基づく公益通報等には該当しない。

(公益通報等受付の通知)

第7条 責任者は、公益通報等を面談により受けた場合及び匿名による通報以外は、受け付けた旨を速やかに通報者に通知しなければならない。

(調査の必要性等の判断)

第8条 責任者は、通報受付後20日以内に、公益通報等内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定し、匿名以外の通報者に通知する。

(調査)

第9条 公益通報等された内容に関する事実関係の調査は、責任者又は責任者から直接指名された者が行う。

(協力義務)

第10条 法人の役員・職員等は、責任者から公益通報等された内容の事実関係の調査に協力を求められた場合、全面的に協力しなければならない。

(是正措置等)

第11条 前条の規定による調査の結果、法令違反行為等が確認された場合には、責任者は速やかに是正、拡大防止、再発防止の為に必要な措置を講ずるよう理事長に指示しなければならない。

2 重大なる法令違反行為については、理事長は必要に応じ関係行政機関に報告しなければならない。

3 理事長は、是正措置等については理事会に諮り決定し、責任者にその旨を報告する。

(通知)

第12条 責任者は、匿名以外の通報者に対して、調査結果及び前条に基づく措置の実施について遅滞なく通知する。

(職員・役員等の処分)

第13条 調査の結果、法令違反行為等が確認された場合、理事長は、当該行為に関与した職員等に対し、就業規則又は雇用契約に従って処分を行う。

2 役員に対して処分を必要とするときは、理事会に諮り決定する。

第3章 当事者の責務

(通報者の不利益取り扱いの禁止)

第14条 通報者は、責任者に通報又は相談したことを理由として、解雇その他いかなる不利益扱いは受けない。ただし、他人をおとしめる等の目的で行った場合は除く。

2 理事長は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとらなければならない。また、通報者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者に対しては、就業規則又は雇用契約に従って処分を行う。

(守秘義務)

第15条 この規程により調査業務に携わる者、被調査者その他公益通報等案件に関与した者は、通報された内容及び調査結果、その他公益通報等案件に関する情報を、正当な理由なく

第三者に開示してはならない。

2 理事長は、前項の規定に関し、正当な理由なく個人情報等を開示した職員等に対しては、就業規則又は雇用契約に従って処分を行う。

(通報者の守秘義務)

第 16 条 通報者は、公益通報等の内容を第三者に開示してはならない。ただし、責任者から調査の必要性があると通知があったにも関わらず、公益通報等を行ってから 20 日を経過しても調査を行う旨の通知がない場合又は調査に着手しない場合にはこれを適用しない。

(相談または通報を受けた者の責務)

第 17 条 責任者に限らず、公益通報等を受けた者は、この規程に準じ誠実に対応しなければならない。

第 4 章 その他

(費用弁償等)

第 18 条 この規程に基づいて、責任者等が公益通報等に関わる調査・相談等を行った場合の費用は法人が負担する。

附則

この内規は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。